

沖縄石油資源開発株式会社の構想と挫折：尖閣諸島 沖での油田開発が最も実現に近づいた時

宮地，英敏
九州大学附属図書館付設記録資料館：准教授

<https://doi.org/10.15017/1813028>

出版情報：経済学研究. 84 (1), pp.35-56, 2017-06-30. 九州大学経済学会
バージョン：
権利関係：

沖縄石油資源開発株式会社の構想と挫折

— 尖閣諸島沖での油田開発が最も実現に近づいた時 —

宮 地 英 敏

1. はじめに

尖閣諸島沖の海底油田をめぐる開発は、1960年代末における新野弘らの研究やアジア極東経済委員会（ECAFE）の報告を契機として、一躍世界の脚光を浴びることとなった¹⁾。当初は、石油や天然資源が「無尽蔵に埋蔵されている」ために、沖縄は「税金を納めなくとも良い。教育費、医療費も政府負担」となるという風聞まで立つ大騒ぎとなっていた尖閣諸島沖の海底油田は²⁾、現在ではわずか30億バレル程度しか埋蔵されていないと推測されており、海底油田としての重要性は劇的に低下してしまっている³⁾。そのため現在の尖閣諸島をめぐる諸問題は、領土、領海および軍事的な問題であって、尖閣諸島沖の海底油田をめぐる問題ではなくなってしまう⁴⁾。

しかしながら1960年代末から1970年代初頭にかけて、つまりは復帰直前の沖縄にあっては、この海底油田は経済的にも重要な問題であった。この海底油田についてロバート・D・エルドリッチ（2015）の第3章では、沖縄と本土との対立構図や、それに先立つ沖縄内部での対立構図などにも着目しながら、当時の状況について詳細に整理している。また、秋山道宏（2012）は「島ぐるみ運動」という視点から尖閣油田問題にまつわる県民運動のあり方を整理し、県益と国益との対立という論点を提示している。これらを受けて宮地英敏（2016）では、沖縄住民同士の対立や沖縄と日本本土との対立が深刻化した原因を分析した。その分析によると、本土復帰直前の沖縄においては、尖閣油田の存在によって復帰後の沖縄が日本経済のお荷物にならないと期待されていた。しかしながら、沖縄側の鉱業権申請者であった大見謝恒寿が申請制度を不十分にしか理解していなかったこともあり、日本本土側が中央集権体制を振りかざしつつ大見謝の申請情報を利用して制度の不利益変更をした点などが確認できた。そして、そのような日本本土側の態度が、沖縄における資源ナショナリズムの高まりを惹起させてしまったことなどを明らかにしている。

以上のような研究史においては、尖閣諸島沖の海底油田開発を日本が行うのは夢物語であったかのように語られている。ロバート・D・エルドリッチ（2015）では立法院で桑江朝幸が働きかけていた

1) 大熊良一（1972）1頁、高橋庄五郎（1979）9-11頁、櫻井傳（1989）240-241頁など。

2) 阿波連勲編（1969）34頁。

3) 1994（平成6）年の経済産業省石油審議会における試算による。ちなみに、2015年の日本の石油消費量は年間15億バレル程度であるため、わずか2年間分である。

4) 中国側は現在でも尖閣諸島沖の海底油田が1000億バレル程度も埋蔵されていると主張しているが、単なる建前であろう。

プロジェクトとして、また秋山道宏（2012）は島ぐるみ運動の要求を受けて展開されていたプロジェクトとして、沖縄石油資源開発株式会社（尖閣石油資源開発株式会社とする資料もある、以下本文ではすべて「沖縄石油資源開発 KK」と記述する）について紹介しつつも、担当者であった通商産業局（以下、通産局と省略する）の砂川恵勝局長の退任などもあって失敗する様子をそれぞれ描き出している⁵⁾。

確かに、沖縄石油資源開発 KK のプロジェクト自体は頓挫してしまうものである。しかしながらそれは、「この動きは砂川恵勝通産局長を中心とした通商産業局に限定されて」⁶⁾いたものでもなければ、「沖縄県が、粗末でかつ時宜を逸した決断のために、何度もチャンスを逃す事例」⁷⁾の1つでもない。特に後者のロバート・D・エルドリッチ（2015）の分析は、沖縄石油資源開発 KK プロジェクトの失敗について、保守系の桑江朝幸議員が革新系の屋良朝苗行政主席を立法院の場で糾弾していた発言を、論文のまとめとして利用するという問題を抱えている。政治的な対立の場での遣り取りを、学術的な分析のまとめとすることは客観性に欠いているといえよう。

また両者の研究等では先行研究として、石垣市長を務めた桃原用永（1986）が欠落しているという問題を抱えている。桃原用永が石垣市長として当事者の一人としてかかわったため、ロバート・D・エルドリッチ（2015）では桃原用永（1986）の一部を資料として利用はしている。しかしながら桃原用永（1986）は、石垣市長としての当事者部分以外についても、沖縄の立場から時系列を整理した研究として非常に重要なものである。本稿で詳述していく各種出来事の位置付けについては難点を残しているが、この重要な先行研究を見落としている両研究は、そもそも沖縄においてどのような問題意識が抱かれてきたかを十全には掴み取れていないといえよう。

以上のように代表的な先行研究は、沖縄石油資源開発 KK にまつわる沖縄側の動きを極めて小さく見てしまっているか、単なる政治対立かに問題を矮小化してしまっている。本稿の分析を先取りして述べるならば、沖縄石油資源開発 KK は日本本土の通商産業省（以下、通産省と省略する）の意図を汲んだ実現可能性を有していたプロジェクトであったし、その失敗は日本本土側の要因もまた大きく作用している。また、沖縄側が一旦はこのプロジェクトを受け入れつつも最終的には受け入れられなかった経済的な要因も存在していた。本稿では以上の点などに着目しながら、沖縄石油資源開発 KK の構想は具体的にはどのようなようであったのか、また何故にプロジェクトが挫折してしまったのか、を明らかにすることとしたい。その際には桃原用永（1986）におけるファクトファインディングと時系列の整理が参考となるが、同研究はプロジェクトの具体的な性格とその変化が看取できていない。そのため本稿では、もう一度最も基礎的な先行研究である桃原用永（1986）を踏まえつつ、その不十分な点を補いながら分析を進めていきたい。

5) 秋山道宏（2012）57-58頁、ロバート・D・エルドリッチ（2015）109-113頁。

6) 秋山道宏（2012）58頁。

7) ロバート・D・エルドリッチ（2015）113頁。

2. 台湾の尖閣領有宣言と海底油田問題

宮地英敏（2017）でも言及したように、尖閣諸島沖の海底油田をめぐるのは日本本土側が中央集権的な開発体制を振りかざしたために、沖縄側の人々の資源ナショナリズムをかえって高まらせることとなり、また激怒させていくこととなった。1960年代末から1970年代初頭にかけての大きな状況としてはその通りであるが、実は一回だけ、日本本土側が沖縄側に大きくと近寄り、沖縄主体での尖閣諸島沖の海底油田開発が行われるかという期待感が生まれたことがあった。本節では、まずその状態に至るまでの状況を検証していくこととしよう。

1970（昭和45）年8月7日、台湾の中華民国政府（以下、台湾と省略する）から同年7月中旬に石油探査権を許可されていたアメリカの石油企業であるパシフィック・ガルフ社が、尖閣諸島沖での調査を開始する旨の発表を行った⁸⁾。このような動向に沖縄側で真っ先に反応したのは、尖閣諸島の行政権が属する石垣市の桃原用永市長らであった。石垣市では1970（昭和45）年7月中にはすでに「尖閣列島を守る会（後に、尖閣列島石油資源を守る会）」の準備会結成の動きがあったが⁹⁾、翌8月の市長選挙で桃原用永が当選したことでそれが加速し、尖閣諸島沖の海底油田開発を「県民の利益を守」って行うように決議して沖縄市長会メンバーへと送ったりしていた¹⁰⁾。これを受けて革新共闘会議の福地曠昭事務局長から屋良朝苗行政主席への県益重視で開発する旨の要請や、沖縄市長会での支援要請決議なども行われた¹¹⁾。こうして8月12日には屋良主席が「尖閣列島は石垣市に属する日本領土であり、これを内外に明らかにするため、早急に琉球政府の公式見解をまとめたい」と語った。

これを受けて8月15日には、琉球政府の砂川恵勝通産局長より次のような記者発表が行われた。「通産局では、日本、国府間による領海問題には触れず、これまで堅持してきた県益擁護の立場から（1）尖閣列島周辺の海域は、沖縄県に所属する領域であり、行政府の権限において鉱業権の処理を行なう（2）復帰前に採掘権等の効力が発生するよう事務処理を行ない、本土の石油資源開発KKに類似した組織をつくり、開発に着手する（3）具体的には、大見謝氏ら沖縄籍を有する鉱業権取得申請者を同組織の中に含め、外資を導入して開発に当たるとの開発に^マ関す方針決定した¹²⁾」という。要するに、琉球政府が大見謝恒寿らの鉱業権を組み込んで新会社を立ち上げ、外資と提携しての開発にあたりと表明したのであった。宮地英敏（2017）でも考察したように、日本政府による中央集権的な開発へのスタンスと、それを受けての沖縄における資源ナショナリズムの高まりに加え、台湾からの横槍という事態を受けて、琉球政府は外資へと助けを求めるとの方針を打ち出したのである。

一方で日本政府は、台湾の行動に対して愛知揆一外務大臣による反論などを行っていたが¹³⁾、台湾側の行動はエスカレートしていくこととなった。同年8月21日には大陸棚条約を尖閣列島に適用する

8) 吉田嗣延編（1972）270頁。

9) 秋山道宏（2012）56頁。

10) 高橋庄五郎（1979）22-23頁、桃原用永（1986）505頁、ロバート・D・エルドリッチ（2015）104-105頁。

11) 桃原用永（1986）506頁、秋山道宏（1972）56頁、ロバート・D・エルドリッチ（2015）104-105頁。

12) 『沖縄タイムス』1970年8月16日1面。桃原用永（1986）516-518頁にも抜粋採録。

13) 吉田嗣延編（1972）270頁、高橋庄五郎（1979）22頁、ロバート・D・エルドリッチ（2015）90頁など。

よう保留条項をつけて批准、同25日には台湾立法院で尖閣諸島沖の海域石油資源探採条例を採択、同27日には台湾の国民大会代表全国連誼会が尖閣列島の中国領有を決議するなど続いた¹⁴⁾。以上のように急速に日台間の政治問題化しはじめていた尖閣諸島について、決定的な対立の契機となり、そして衝撃的な事態が発生したのは、9月2日のことであった。台湾の水産試験所所属の海憲号が、尖閣諸島の最大の島である魚釣島に中華民国国旗である青天白日旗を掲揚して領土権を主張したのである¹⁵⁾。9月4日には、台湾の魏道明外交部長（外務大臣に相当）が、台湾立法院で「尖閣列島の五つの島は国府に帰属する」というように正式に尖閣諸島の領有権が台湾にある旨を主張した¹⁶⁾。

8月31日には琉球立法院で「尖閣列島の領土権防衛に関する要請決議」がなされていたが¹⁷⁾、9月2日の青天白日旗の掲揚と、4日の魏道明外交部長の発言は、沖縄側および日本側のさらなる対応を不可避にさせることとなっていく。4日には屋良主席の出身母体である沖縄県教職員会（喜屋武真栄会長¹⁸⁾、福地曠昭政経部長¹⁹⁾）が²⁰⁾、石垣島からの要請を受けて全県民的な運動を盛り上げるべく沖縄市長会、沖縄町村会、婦人連合会へと呼びかけて尖閣諸島沖の海底油田開発のための沖縄県石油開発促進協議会（仮称）の結成準備会を開いた。そして、9月18日に婦連会館において大規模な結成総会を開くことを決議している²¹⁾。また8日には、琉球工業連合会、琉球商工会議所、沖縄経営者協会、琉球経済振興会、沖縄生産性本部、沖縄経済開発研究所といった沖縄の6つの経済団体の関係者が、オリオンビル会議室に集って会議を開いた。その場では、「沖縄の権益を守る立場から尖閣列島問題解決のため琉球政府をバックアップし、領土問題など全県民的なものに関してはさきに教職員会が結成した沖縄石油開発促進協（仮称）とも行動を共にする」旨が話し合われた²²⁾。一方で石垣島においては同じく8日、「尖閣列島石油資源を守る会」や「尖閣列島石油資源開発促進協議会」の会長も兼務している桃原用永石垣市長を中心に、同会会員や市の幹部が集って協議をし、台湾の行為は単なる既成事実の積み上げ工作であるとして日本政府および琉球政府へと早急な領有権宣言と強力な外交交渉を要求することとした²³⁾。こうして、沖縄の全県的な動きが活発化し始めたのである。

尖閣諸島沖の海底油田をめぐる問題は、琉球政府内部では砂川恵勝通産局長が率いる通産局が主に担当していたが、上記のような全県的な動きを受けて、琉球政府全体でもさらに対策が話し合われることとなった。9月10日午前10時からの定例局長会議において議題として取り上げられ、「尖閣列島の領有権および大陸ダナの開発権は琉球政府にある」との統一見解をまとめて内外にアピールすること

14) 吉田嗣延編（1972）270頁。

15) 吉田嗣延編（1972）270頁、高橋庄五郎（1979）24頁、秋山道宏（1972）56頁、ロバート・D・エルドリッチ（2015）91頁など。

16) 『沖縄タイムス』1970年9月12日1面。

17) 高橋庄五郎（1979）23頁。

18) 1970（昭和45）年の国政参加選挙では革新統一候補として参議院選に出馬し当選した。

19) 革新共闘会議の事務局長として、1968（昭和43）年の琉球政府唯一の民選首長選挙である行政主席選挙では、屋良朝苗の当選に大きく貢献した。福地曠昭（2000）などを参照のこと。

20) 屋良朝苗の行政主席への当選と沖縄県教職員会については櫻澤誠（2003）を参照のこと。

21) 『琉球新報』1970年9月5日4面。

22) 『琉球新報』1970年9月9日3面上段。

23) 『琉球新報』1970年9月9日3面下段。

となった。そして具体的な実績づくりとして、鉱区権申請の処理を急いで年内にも第一号の認可を与えることも確認された²⁴⁾。1969（昭和44）年に行われた大見謝恒寿・新里景一・古堅総光の三者からの尖閣諸島沖の海底油田にまつわる鉱業権申請の処理を遅々として進めていなかった琉球政府であったが²⁵⁾、8月15日の通産局長の記者会見から1ヶ月弱を経て書類の迅速な処理が琉球政府全体の方針と決定したのであった。

加えて重要な点は、「現在の（琉球政府の…引用者）通産局工業課の陣容では（人員数が…引用者）足りないので、本土通産省から専門官を受け入れ、審査を急ぐことにしている」と表明した点にある。また同時に、「行政府としては公社あるいは事業団のような開発機関の設置も検討してい」る旨を明らかにした²⁶⁾。琉球政府としては8月中旬に表明していた外資との提携方針を捨て去り、日本政府との協調関係を保ちつつ、琉球政府が「公社あるいは事業団」をつくることで、県益を最大限に引き出していく方向へと主体的な役割を果たそうとしていた様子が窺える。9月16日の段階でも、砂川恵勝通産局長は、「通産局では油田の開発によって生じる利益が、沖縄県にプラスになる方向で組織化をはかりたい。具体的には石油資源開発事業団という事業団体にしたいと考えている」旨のブリーフィングを行った²⁷⁾。つまりは琉球政府内部では、琉球政府が設立する事業団による開発が企図されていたのである。ここで重要なことは、日本本土の通産省との協力が浮上してきた点と、株式会社化計画が琉球政府の設立する公団か事業団へと転じている点である。つまり、琉球政府内で日本本土との協調関係が浮上してきたのを受けて、琉球政府が全権を握るための公団か事業団という組織体制を考案したと位置付けるのが妥当であろう。

砂川恵勝通産局長が以上のような構想を明らかにしていくなか、1970（昭和45）年9月18日には有名な沖縄県尖閣列島石油資源等開発促進協議会の結成大会が開かれている。その様子については秋山道宏やロバート・D・エルドリッジの研究にも詳しいため簡単な紹介に留めることとするが²⁸⁾、次の様な状況であった。同開発促進協議会は、沖縄市長会会長でもあった平良良松那覇市長を会長とし、岡村顕（町村会会長）・辺野喜英興（市議会議長会会長）・平政也（市町村議会議員会会長）・宮里エツ（婦連会長）・喜屋武真栄（教職員会会長）を副会長として、県内46団体を中心となった設立された。そして、尖閣列島の領有権や周辺の海底資源が沖縄県に属していることと共に、沖縄県民の利益となる海底油田の開発を行うよう、日本政府・衆参両院議長・米国民政府（USCAR）・琉球政府へと要望書を提出した²⁹⁾。

以上のように、台湾が尖閣の領有権に触手を伸ばしていく中で、尖閣諸島が属する石垣市を中心にはじまった動向は、沖縄本島の人々や琉球政府も巻き込みながら進展していくこととなった。その過程で、台湾との交渉という外交的側面が出てきたため、日本政府へも強くその対応を要求することと

24) 『沖縄タイムス』1970年9月11日2面。

25) 宮地英敏（2017）115頁。

26) 『沖縄タイムス』1970年9月11日2面。

27) 『沖縄タイムス』1970年9月17日2面。

28) 高橋庄五郎（1979）24頁、秋山道宏（2012）56-57頁、ロバート・D・エルドリッジ（2015）111頁。

29) 『沖縄タイムス』1970年9月19日2面。

なったし、また日本政府としても尖閣諸島に外国が関与してきていることを意識するようになっていたのである。そして琉球政府としては、1970年前半までの日本政府の態度を踏まえて独自の株式会社を設立して外資と提携する動きを見せていたものが、尖閣諸島の領土問題化の兆しを受けて日本政府へと再接近するとともに独自性のための公団か事業団の設立へと転じたのであった。以上を踏まえ、次節では琉球政府と日本政府が意を通じた状況を確認してみよう。

3. 日本政府および石油資源開発株式会社の方針転換

さて、第2節でも取り上げたように、1970（昭和45）年9月16日の砂川恵勝通産局長のブリーフィングで垣間見られていた石油開発事業団の構想は、再び株式会社の設立へと変化していくこととなる。第3節ではその動向を抽出するとともに、日本本土の通産省および石油資源開発株式会社がそれに呼応する様子を看取していくこととしよう。

9月27日には『琉球新報』では「沖縄石油資源開発株式会社（仮称）」の名称が、『沖縄タイムス』では「尖閣油田開発KK＝仮称」の名称が登場している³⁰⁾。両新聞社の報道は基本的な点で一致しているが、仮称の会社名以外にも若干の違いが見られる。両新聞社の一致点としては、①現在は副主席らと構想を練っている最中であり10月中旬に設立総会を開きたい点、②県益の擁護という方向で計画している点、③鉱業権の処理のために日本本土の通産省石炭鉱山局から専門官を数名招く点、④出資には琉球政府・鉱業権者・地元沖縄の民間の3者から参加する点、などが挙げられる。これに対して両新聞社に独自の点としては、『琉球新報』側では、地元沖縄の民間というのは地元経済界であると述べている点、『沖縄タイムス』側では、資本および技術の点で日本石油公団などの日本本土の関与が必要であるとの見解を紹介している点である。

何故に事業団として構想されていたプロジェクトが株式会社へと転じた詳細な理由は不明であるが、着目すべきは9月10日段階では「本土通産省から専門官」と言及されていた部分が、9月27日段階では「通産省石炭鉱山局」と具体的な部局名が挙がっている点である。この2週間強、より期間を絞るならば2回目のブリーフィングが行なわれた9月17日からの10日間のうちに、琉球政府と日本本土の通産省との間で遣り取りが行われ、それを受けて砂川恵勝通産局長から株式会社案が発表されたと位置付けるのが妥当であろう。

さらに10日後の10月7日の『沖縄タイムス』記事には通産省より、琉球政府からの要請があったために鉱山石炭局から鉱政係1名、出願関係2名、測量関係3名、さらには公害保安局から鉱山保安係1名の合計7名を派遣する旨の発表が掲載された。しかも1970（昭和45）年度の沖縄対策庁や通産省の予算枠では該当する支援ができないため、予備費を流用することも明らかにされている。そして、沖縄の「一部では本土政府を警戒する動きがあることから、（中略）できるだけ沖縄の利益につながる方向で問題解決したいとする本土政府の真意を伝え、誤解を解くことを考えている」旨にも同時に言

30) 『琉球新報』1970年9月27日4面および『沖縄タイムス』1970年9月27日2面。

及されている³¹⁾。先述したように宮地英敏（2017）などでも、日本本土政府が中央集権的に国益を前面に押し出しながら沖縄現地の大見謝恒寿らに対して冷淡な態度であったことを紹介しているが、台湾が尖閣諸島の領有権と海底資源の開発への欲求を表明した後のこの1970年9月末から10月頭にかけて、日本本土の通産省は態度を一変させて沖縄現地の要望を入れる形で協力的になった様子を読み取ることが出来る。桃原用永をはじめとする先行研究は、通産省のこの大方針転換を見落としてきたのである。

さらに10月10日の『沖縄タイムス』によると³²⁾、通産省と呼応するように石油開発公団から分離独立したばかりの石油資源開発株式会社（岡田秀男社長、資本金143億円、うち過半が国の出資）が³³⁾、琉球政府に対して技術面および資金面での全面協力を表明している。大見謝恒寿と鉱業権の出願競争をした古堅総光は³⁴⁾、日本石油公団から石油資源開発株式会社が分離した際に同社の物理探鉱部所属となっていた。つまり、地元沖縄の大見謝恒寿から「私の先願にかかる鉱業権を取得しようと種々画策してきた」と糾弾されていた、日本石油公団およびそこから分離独立した石油資源開発株式会社もまた³⁵⁾、通産省と軌を一にして大方針転換を行ったといえよう。

以上のように、台湾による尖閣列島の海底資源への触手が、尖閣列島への領有権の主張という形で進んだことにより、日本本土の通産省や石油資源開発株式会社もまた、沖縄側で主張されていた県益意識を³⁶⁾、急遽して受け入れる方針へと転換したのであった。そしてこの方針転換した方向性でプロジェクトを実現させるためには、沖縄側で鉱業権を申請している大見謝恒寿および新里景一との調整が重要な課題となってきたのである。そのため10月21日には石油資源開発株式会社の池辺譲取締役が沖縄を訪問し、琉球政府の知念朝功副主席や砂川恵勝通産局長だけではなく、鉱業権者の1人である大見謝恒寿とも会談を行っている³⁷⁾。

琉球政府では砂川恵勝通産局長らによって、県益擁護のための株式会社の設立であることがプロジェクトの中核として強調された。そしてその方針の下、県民をあげて9月18日に発足した尖閣列島石油資源等開発促進協議会と、日本本土政府の強い影響下にある石油資源開発株式会社の両者を取り込むこととされた³⁸⁾。これは、前者によって屋良朝苗琉球政府行政主席の政治的な基盤を強固とすることとなり³⁹⁾、後者によって開発の技術的に確かな担保を得ることを意味していた。

31) 『沖縄タイムス』1970年10月7日2面。

32) 『沖縄タイムス』1970年10月10日1面。

33) 石油資源開発株式会社は、1955（昭和30）年12月に石油資源開発株式会社法に基づいて設立されたものの、1967（昭和42）年から3年間ほど石油開発公団に編入されていた。しかしながら、1970（昭和45）年4月には石油開発公団から分離独立して再び株式会社となっている。同社の沿革については、石油資源開発株式会社「沿革 JAPEX 石油資源開発株式会社」<http://www.japex.co.jp/company/history.html>（2017年3月21日閲覧）を参照した。

34) 大見謝恒寿（1970a）12頁、宮地英敏（2017）などを参照のこと。

35) 大見謝恒寿（1970b）2頁。これは、1970（昭和45）年7月に作成された趣意書であり、石油資源開発株式会社の方針転換からわずか3ヶ月前に書かれたものである。

36) 宮地英敏（2017）では、この県益意識を世界的な資源ナショナリズムの隆盛という文脈上で整理・分析した。

37) 『沖縄タイムス』1970年10月21日2面および『沖縄タイムス』1970年11月2日1面。

38) 『沖縄タイムス』1970年10月24日2面。

39) 屋良朝苗行政主席は、革新系の統一候補として行政主席選挙で当選していたが、屋良朝苗の沖縄県立二中教師時代の教え子であり、沖縄自由民主党総裁の西銘順治との接戦になっていた。詳しくは屋良朝苗（1977）88-105頁および喜屋武真栄（1997）172-176頁を参照のこと。

以上のような状況を受けて11月初頭には、地元沖縄の鉱業権者の1人であり、沖縄における資源ナショナリズムの高揚に一役買っていた大見謝恒寿もまた、琉球政府および石油資源開発株式会社と共同歩調をとることに大筋で合意した。日本本土の通産省もこのまま「開発構想が具体化するのには間違いないとみ」るようになった。そして琉球政府や日本本土の通産省では、大見謝恒寿の書類や手続きの不備を粗探ししていた方針を一転させ、書類の訂正に協力する旨を明らかにしたのである⁴⁰⁾。

11月下旬には砂川恵勝通産局長が直接に東京の通産省庁舎へと訪れ、尖閣諸島沖の海底油田を開発するための株式会社設立についての説明を行なった。その際に砂川恵勝通産局長は、沖縄の地元を中心とした株式会社であり、「協力を要請するが県益擁護の立場は堅持する」こととしたが⁴¹⁾、この方針および株式会社設立構想を日本本土の通産省も同意したのである⁴²⁾。そして通産省の同意を受け、琉球政府通産局では早急に鉱業権取得者との話し合いを進めることと、尖閣諸島沖の海底油田を開発するための株式会社を設立するための立法勧告を行う準備を始めることとなったのである⁴³⁾。

1970年9月16日の砂川恵勝通産局長のブリーフィングにはじまり、9月27日付けで沖縄石油資源開発KK（または尖閣油田開発株式会社）の設立が報じられた開発プロジェクトは、2ヶ月間で一気に実現へ向けて前進していたといえる。台湾による尖閣諸島の領有宣言という状況を逆手に取り、この時期はまさに琉球政府主体でのプロジェクト構想が実現に向けて動いていた時期であった。国際情勢や県内世論が追い風となり、琉球政府の主導するプロジェクト構想には、日本本土の通産省や石油資源開発株式会社をもまた協力せざるを得ないところまで漕ぎ着けていたのである。しかしながらこの後、プロジェクト構想は難航していくこととなる。時節以降ではその変転を考察していくこととしよう。

4. 沖縄石油資源開発 KK の全容

結果的に幻として終わってしまう沖縄石油資源開発KKであるが、琉球政府による国策会社的に設立される予定であったため、若干の関連資料が沖縄県公文書館に所蔵されている。その中の通商産業局商工部工業課「沖縄石油資源開発株式会社法（参考案）」を文末に附録として全文掲載している⁴⁴⁾。同資料の作成年月日は不詳であるが、内容等から判断して、前節で確認した1970（昭和45）年11月末頃より翌1971（昭和46）年2月頃にかけて作成されていた法案であると推察される。具体的な構想については附録の全文を参照して貰うとして、本節では、その要点を抜き出して紹介するとともに、通産局と企画局とのやり取りなども取り上げ、5節以下で明らかにしていく構想破綻要因の手懸りとすることとしたい。法案の条文等については個別の脚注を付さないが、すべて文末に附録として掲載した法案によっている。

40) 『沖縄タイムス』1970年11月2日1面。

41) 『沖縄タイムス』1970年11月15日2面。

42) 『沖縄タイムス』1970年11月26日1面。

43) 『沖縄タイムス』1970年11月26日1面。

44) 「沖縄石油資源開発株式会社法案」琉球政府企画局企画部『鉱業関係資料』（沖縄県公文書館所蔵、資料コード0000099516）。

同法案によるとまず、第二条第2項において、琉球政府が株式の「二分の一以上」を保有することを定めるとともに、附則4項において政府出資分を50万ドルと定めている。これに対して附則6項において「鉱業出願人については、その出願に要した費用をもって、出資の目的とすることができる」旨が掲げられ、すでに鉱業権を申請している大見謝恒寿らは追加負担なしで、これまでの出費分の株式を手に出ることが定められた。同法案には記載されていないが、設立時の株式総額は100万ドルとされていたため⁴⁵⁾、政府出資分以外の50万ドルから鉱業権出願者たちの株式を除いた分が、民間からの出資分となる予定であったと推察される。

また、琉球政府の行政主席の権限が強いところにも特徴があり、第二条第3項において新株発行について、第五条において「取締役、代表取締役および監査役の選任および解任」について、第八条で営業年度の事業計画と予算について、第九条で資産譲渡について、第十条で鉱業権の譲渡について、第十一条で社債募集について、第十七条で定款変更・利益金処分・合併および解散について、それぞれ行政主席の認可が必要なことが明記された。また、附則2項では設立委員の任命が、附則10項では鉱業権の資産価値を決めるための審査会からの意見聴取が、行政主席の任務と定められている。

附則15項では登録免許税の免除が決められるとともに、附則16項では、宮地英敏（2017）でも考察した、尖閣諸島の海底油田が脚光を浴びた後に実施された鉱区税法の不利益変更についても、同社は鉱区税法の例外とする旨が記載されている。大見謝恒寿の鉱業権申請からはじまった日本政府からの横槍は、その例外措置とする規定によって対応が採られたといえる。

さらに附則14項に極めて重要な点が挿入されている。それは、鉱業出願人の立場から株主となった大見謝恒寿や古堅隆光（石油資源開発株式会社の所属）らの申請区域から石油や天然ガスが採掘された場合、その箇所での採掘量の6%が「歩油、歩ガスとして提供」されることが定められた箇所である。つまり、沖縄側の鉱業権申請者であり1960年代末から1970年前半にかけて沖縄の資源ナショナリズムを高めた大見謝恒寿も、沖縄に対抗するために日本側から鉱区奪取の競争を仕掛けた日本石油公団およびその後身の石油資源開発株式会社も、両者ともに申請区域からの天然資源採掘の配分を受けることが取り決められたといえる。

また同資料には、7点の質問が年月日不明で通産局へと寄せられていた⁴⁶⁾。1971年5月19日付で、それへの回答書が作成されており、年月日不明の質問書が琉球政府企画局からのものであったことが判明するとともに、通産局長・商工部長以下の承認印も押されて稟議された回答内容が分かる⁴⁷⁾。少々先取的に、そのやり取りも紹介しておこう。

まず1点目としては、沖縄石油資源開発KKの開発地域に尖閣諸島周辺以外は含まれるかが問われ、その他地域での開発計画も有り得る旨が答えられた。2点目は「同地域は国際的に微妙な関係にあるが」どうするのかという問いがなされ、米国民政府布告第27号（琉球列島の地理的境界）外の区域については、「大陸棚条約の理念に基づき両沿岸国間の中間線までの鉱物資源の探索及び開発主権を主張

45) 『沖縄タイムス』1971年2月13日2面。

46) 「問題点」琉球政府企画局企画部『鉱業関係資料』（沖縄県公文書館所蔵、資料コード0000099516）

47) 「企画局問題提起に対する見解」琉球政府企画局企画部『鉱業関係資料』（沖縄県公文書館所蔵、資料コード0000099516）。

し」て、対応する旨が答えられた。3点目には、沖縄の本土復帰後の沖縄石油資源開発 KK の扱いが問われ、3年間は特殊法人として存続しその後一般法人となることと、復帰後も沖縄県出資を続ける旨が答えられた。4点目は鉱業出願人・日本政府・米国民政府の意向について問われ、基本的に賛成を得ている旨が回答された。5点目に探鉱・開発についての技術と資金の用途について問われ、「国及び民間企業に協力を要請する」と答えられた。6点目は琉球政府の出資金50万ドルの用途が問われ、「初年度は5万ドル払い込み」であり「残額は年々払い込む」旨が回答された。最後に7点目に琉球政府が2分の1以上の株式を保有する理由が問われ、「琉球政府が主体」となる重要性が説明された。

6点目については後述するように1971年3月から4月にかけての情勢を受けての方針変換の結果であるが、それ以外については大凡1970年中に概要が出来上がっていたと見てよいであろう。本節で確認した法案および回答書（ただし6点目を除く）を踏まえた上で、次節では一旦は軌道に乗るかに見えた沖縄石油資源開発 KK のプロジェクトが頓挫していく様子を考察していくこととしよう。

5. 沖縄石油資源開発 KK への新里景一および大見謝恒寿の反対表明

砂川恵勝通産局長が旗を振った沖縄石油資源開発 KK プロジェクトに真っ先に反対をしたのは新里景一であった。新里景一は1970年9月に「尖閣列島の油田開発について」というレポートを作成しているが、そこでは「或人」としつつも実質的には大見謝恒寿についての批判を行なっている。新里景一による大見謝恒寿批判はいくつかポイントがあるが、最も重要な点は先願権についてである。新里景一は「大事なことは、この場合の先願権とは、鉱業法に違反していない出願、即ち、内容も手続も鉱業法の規定に合致した出願だけについてだけ云えることであって、たとえ時間的に先に提出した出願であってもその出願の内容が鉱業法に違反していたり、提出の手続を誤っておるために鉱業法上受理されないか不許可となる出願は、先願とはいえないのである」と主張している⁴⁸⁾。大見謝恒寿は、試掘権を得て探索をし、地下資源を発見した上でしか採掘権を請求できないことを踏まえていなかったり、1鉱区あたりの出願可能面積を超えて出願していたりと、出願に関わるミスが多かった。このため新里景一はそのことを踏まえ、大見謝恒寿と重複している区域も含めて試掘鉱区の出願をしていたのであった。

これに対して琉球政府と日本本土の通産省は、沖縄石油資源開発 KK を設立して台湾に対抗することを急いだため、第3節でも紹介したように1970年11月頭には、大見謝恒寿の出願もまた琉球政府や通産省の官僚が手直しをしつつ受け入れる旨を表明していた⁴⁹⁾。そのため、大見謝恒寿の出願が法的に無効であることを前提として後から出願した新里景一は、申請区域の8割が重複という事態に陥ってしまったのである⁵⁰⁾。

このため沖縄石油資源開発 KK が実現すると目論みが外れてしまう新里景一は、新会社の設立に向

48) 新里景一（1970）7頁。

49) 『沖縄タイムス』1970年11月2日1面。

50) 『沖縄タイムス』1970年11月28日1面。

けて動き始めた。1970年11月6日には資本金が100万ドル、うち払込資本金が4分の1の25万ドルの琉球資源開発株式会社が設立されることが報道された⁵¹⁾。代表取締役会長には⁵²⁾、琉球煙草の専務取締役であるとともに、中央畜産の社長や、北大東糖業・琉球殖産・中央食品工業・総合紙器・第一企業などの取締役を兼務し、さらには那覇商工会議所の工業部会長でもあった新里清太郎が就任予定であった。新里景一は代表権の無い社長に就任し、その他に取締役として拓南製鉄社長の古波津清昇、海運会社である有村産業社長の有村喬、琉球日産自動車社長の島田三郎、南洋土建社長の比嘉広の4氏の名前が上り、監査役には琉球小松化成社長の仲里源盛と那覇市議員の喜久山朝重の2名が就任するとされた。新里景一らが琉球政府や日本政府から距離をとった行動に出たのは、大見謝恒寿の申請書類に不備があるため、「法的有利性から一気に主導権をにぎる」考えであり、先願権無効の訴訟を視野に入れての会社設立の動きであった⁵³⁾。また具体的な企業名は不詳であるが、日本本土の企業が協力すると見られていた。

その後、1970年12月4日に中国の新華社通信が尖閣諸島の中国領有を主張したことによって、日本と台湾の外交問題に留まらず、日本と台湾に中国をも巻き込んだ外交問題へと発展していくこととなる⁵⁴⁾。この点については次節以降に譲ることとし、本節では引き続き、大見謝恒寿の沖縄石油資源開発KKに対するスタンスを検証していくこととしよう。

新聞報道によると、大見謝恒寿は1970年11月末にはアメリカ系の開発会社との提携を模索したり⁵⁵⁾、12月に入ると「日中友好協会や新中国派の自民党国会議員と接触を深め」たり⁵⁶⁾、12月末には丸善石油をはじめとする本土の石油関係会社に接触したりと⁵⁷⁾、琉球政府が旗を振る沖縄石油資源開発KKとは別の開発を模索していたことが判明している。

このように1970年中から沖縄石油資源開発KKと距離をとりはじめていた大見謝恒寿は、1971年2月に入ると直接的にプロジェクトへの一部反対を表明しはじめた⁵⁸⁾。その要点は資本の構成、つまりは持株比率に関するものであった。第4節でも確認したように、資本金100万ドルのうち、50%にあたる50万ドルを琉球政府が、残りを鉱業権の申請をしている大見謝恒寿・古堅総光・新里景一が出願にかかった費用分を割り当てられ、さらにその残りを沖縄の民間資本に割り当てるものとされていた。これに対して大見謝恒寿は、各市町村に株を持たせることと、広く県民へと株の購入を呼びかけて行政府・市町村・県民株で80%以上を保有するように主張した⁵⁹⁾。また別の機会には、行政府を除いて市町村・県民株で50%を超えるようにとの主張も行なっている⁶⁰⁾。

51) 琉球資源開発株式会社については、特に注記がない限り『沖縄タイムス』1970年11月6日1面および桃原用永(1986)524-525頁による。

52) 新里清太郎の当時の肩書きについては新里清太郎(1983)129頁による。

53) 先願権無効の訴訟については『沖縄タイムス』1970年11月28日1面による。

54) 吉田嗣延編(1972)271頁。

55) 『沖縄タイムス』1970年11月28日1面。

56) 『沖縄タイムス』1970年12月7日1面。

57) 『沖縄タイムス』1971年2月8日2面。

58) 『沖縄タイムス』1971年2月13日2面。

59) 『沖縄タイムス』1971年2月13日2面。

60) 『沖縄タイムス』1971年3月19日3面。

大見謝恒寿が次第に態度を硬化させていったのは、当時の持株比率の問題が焦点な訳ではない。琉球政府が話を持ちかけた際の持株比率によれば、琉球政府（屋良朝苗行政主席）が5割、大見謝恒寿が1割強、古堅総光（日本本土の石油資源開発株式会社）が1割強、新里景一が数%、残りの2割強を沖縄県民が保有する計画であった。この状態ならば、大見謝恒寿は了解できたのである。しかしながら問題は、琉球政府および復帰後の沖縄県において、行政主席および県知事が必ずしも沖縄第一主義を貫けるわけではないと考えた点にあった。

大見謝恒寿は、戦後日本の地方行政が「三割自治」と呼ばれる状況になっている中で、「中央に対して県益を主張していくには、それなりの限度がある」という理解だったからである⁶¹⁾。屋良朝苗行政主席のような人物が、琉球政府行政主席から沖縄県知事へと永遠に就任し続ける保証などどこにもなかった。沖縄県知事および沖縄県の判断が国に一方向的に従う状況となれば、沖縄県の所有する5割と古堅総光（石油資源開発株式会社）が所有する1割強により、沖縄石油資源開発 KK の株式の6割以上を占めるようになってしまう。尖閣諸島沖の海底油田の開発をめぐる、会社創立時だけでなく、将来的にも県益第一を貫くためには、持株比率において長くそれを担保する必要があると大見謝恒寿は判断したのであった。

しかしながら第4節でもみたように、沖縄の本土復帰後には沖縄石油資源開発 KK は3年間のみ特殊法人として存続し、その後は一般の民間会社となる方向性で法案が纏め上げられていった。それは大見謝恒寿にしてみれば、沖縄県知事が日本政府の意を受けて株式を手放していき持株比率50%を維持しないことを意味していたのである。

琉球政府は大見謝恒寿に対して、鉱業権申請者の申請区域から石油や天然ガスが採掘された際には、その6%を歩油・歩ガスとして提供する旨の譲歩を行っていたのであるが、大見謝恒寿の要求していたことは個人的に私腹を肥やすことではなかった。将来に亘って沖縄側が資源開発の主導権を握り続けておくために交渉を行っていた大見謝恒寿にしてみれば、個人的な利得を増やすことが出来るという方向性での働きかけは、逆に失礼な態度であると感じられたことであろう。こうして、一度は砂川恵勝通産局長が旗を振った沖縄石油資源開発 KK に歩み寄った大見謝恒寿であったが、持株比率の具体的な数値が出てきたことで琉球政府に対して距離ができはじめ、二度と歩み寄ることはなかったのである。

6. 中国の尖閣領有宣言と沖縄石油資源開発 KK 構想の挫折

1970年12月4日に中国の新華社通信が尖閣諸島の領有宣言を行い、同29日にも中国の人民日報において尖閣諸島の領有が歴史的に中国領であることが強調された⁶²⁾。これは、東シナ海の海底資源について日本・韓国・台湾による日韓華連絡委員会（民間団体ではあるが、岸信介元首相が会長）が共同で開発を推進していく動きを見せていたのに対して⁶³⁾、それまで静かに様子を窺っていた中国がつい

61) 『沖縄タイムス』1971年3月19日3面。

62) 尾崎重義（1972）37頁および高橋庄五郎（1979）30-31頁。

に旗色を鮮明にしたものであった。当時は佐藤栄作政権下であったため、首相の実兄であるとともに自身の首相在任中に警察官職務執行法（通称、警職法）改正問題や日米安全保障条約改正問題で大きな反対運動を惹き起させた岸信介の介入が⁶⁴⁾、中国に強い警戒感を生み出したといえよう。

するとそれまで沖縄石油資源開発 KK に協力的であった日本本土の態度が一変しはじめた。1971年2月には、通産省は「尖閣油田は台湾、中国がからみ複雑な事情にあることから、当面同油田の開発は保留する考えである」ことを表明し、「本土の石油開発会社も、中国がこの問題に乗り出してから急にソッポを向きはじめ」たという⁶⁵⁾。通産省も石油資源開発株式会社も、中国の態度表明を受けて再び方針転換したのであった。岸信介が通産省の前身である商工官僚出身であったことを踏まえるならば、非常に皮肉な結果を招くこととなったといえよう。新里景一や大見謝恒寿の了解は兎に角として、沖縄石油資源開発 KK の法案がほぼ完成した1971年2月段階において、日本本土の通産省および石油資源開発株式会社もまた、琉球政府から距離をとり始めたといえる。

こうして実現性が急速に萎んでしまった沖縄石油資源開発 KK の構想は、次々と困難な局面を迎えて頓挫していくこととなる。通産局が立案した沖縄石油資源開発 KK の構想に対して、まずは琉球政府内から横槍が入ることとなった。1971年2月中には、沖縄石油資源開発 KK 法案について「予算措置との関連で廃案になる可能性」も唱えられはじめた⁶⁶⁾。そうして実際に、通産局から予算要求されていた沖縄石油資源開発 KK への資本金50万ドルは、1971年4月にはゼロ査定となってしまったのである⁶⁷⁾。これは、琉球政府の財政予算難によるためであり、沖縄石油資源開発 KK に加えて、下地島パイロット訓練飛行場の残地買収問題と新那覇空港ターミナル新設と大プロジェクトが目白押しであり⁶⁸⁾、通産省が消極的になった沖縄石油資源開発 KK の旗色は極めて悪かったのである。第4節でも指摘したように、その後、50万ドル中の5万ドル分だけが予算折衝の中で復活することとなるが、1970年後半の勢いは雲散霧消してしまっていたといえる。

以上のように戻すほみになってきていた沖縄石油資源開発 KK の構想が最終的に頓挫していくのは、その推進役であった砂川恵勝通産局長が退任したという偶然の要因のためであった。その切っ掛けは、砂川恵勝通産局長ではなく、総務局長であった富川清をめぐる問題による。屋良朝苗の下で副主席を務めていた知念朝功が、大阪万国博覧会協会の文書課長をしていた自治官僚の富川清に白羽の矢を立て、琉球政府の総務局長に就任させていた⁶⁹⁾。その富川清は、常々労働組合との団体交渉では対立気味であったが⁷⁰⁾、1971（昭和46）年5月19日に屋良朝苗行政主席の与党である革新共闘会議が中心になって計画していた5.19ゼネストに際して、両者の対立は決定的となった⁷¹⁾。日本本土の自治省から

63) 『沖縄タイムス』1970年12月20日3面

64) 岸信介の首相在任中の政策については三沢潤生（1981）による。

65) 『沖縄タイムス』1971年2月8日2面。

66) 『琉球新報』1971年2月6日3面。

67) 『琉球新報』1971年4月24日3面。

68) 『琉球新報』1971年4月29日3面。

69) オリオンビル編（1987）403頁。

70) 屋良朝苗（1985）132-133頁。

71) 『琉球新報』1971年5月21日2面。

の出向官僚である富川清は、公務員による団体交渉権および争議権が大きく制限された戦後日本の公務員制度を踏まえ、琉球政府の公務員達による5.19ゼネストに対峙したためであった。このため、屋良政権の支持者達から富川清への辞任要求が強く要求されることとなった。当初、屋良朝苗行政主席は、富川清の役職を総務局長から企画局長へと転じさせることなどを画策したが⁷²⁾、それも結局は上手く行かずに、最終的には1971年8月4日に辞任することとなった。

富川清総務局長の辞任への道筋は大凡以上のようなものであるが、問題は富川清総務局長だけに留まらなかった。富川清を総務局長に押しした知念朝功副主席の辞任へと問題は波及することになった⁷³⁾。屋良朝苗行政主席としても「富川局長ひとりの問題として処理せず、行政刷新の立場から全局長のポストを改めて検討、いわゆる“内閣改造”をおこなうというもので、事態取残に残された唯一の方法」との考えを持つようになっていったためである⁷⁴⁾。このような状況下で軌を一にして、砂川恵勝通産局長が屋良朝苗行政主席に対して辞表を提出することとなった。宮古島の北西部に伊良部島と並んでいる下地島の開発において、パイロット訓練飛行場の建設が持ち上がっていた。この飛行場は民間パイロット訓練用だとされていたが、将来的に軍事転用される可能性を踏まえ、反対運動が起きていたのである⁷⁵⁾。このパイロット訓練飛行場問題に加えてバス・タクシーの運賃値上げなどにより、「私（砂川恵勝…引用者）と与党、革新共闘会議の亀裂」が深まり、「与党各党から総反撃をくい、屋良主席も相当苦悩していたし、責任を感じている」というコメントを残して辞任することとなったのである⁷⁶⁾。こうして沖縄石油資源開発 KK の構想の中心人物であった砂川恵勝は琉球政府を離れ、古巣の琉球大学へと戻っていったのである。

富川清や知念朝功に連座して砂川恵勝が通産局長を辞任してから2日後の1971（昭和46）年8月6日、新しく副主席に就任した宮里松正と、同じく新しく通産局長に就任した喜久川宏が、大見謝恒寿を行政府に招いた。すると、沖縄石油資源開発 KK について、鉱業権者である大見謝恒寿との間に全く合意が得られていなかったことが発覚したのである。こうして同日中に、沖縄石油資源開発 KK の立法勧告が見送られることが決定した⁷⁷⁾。つまり、琉球政府の予算案でゼロ査定が行なわれて以降も、砂川恵勝通産局長は予定の10分の1の5万ドルを復活折衝で獲得していたのであるが、それは法案の大前提となる大見謝恒寿のない見切り発車に過ぎず、当然の結果として法案提出の見送りとなったのであった。

7. おわりに

砂川恵勝が通産局長を退任した後に琉球大学法文学部で同僚であった山城新好は、砂川恵勝の琉球

72) 屋良朝苗 (1985) 137-138頁およびオリオンビール編 (1987) 404-405頁。

73) オリオンビール編 (1987) 404-405頁。

74) 『沖縄タイムス』1971年8月2日1面。

75) 下地島のパイロット訓練飛行場については岸本忠三郎 (1979) が詳しい。

76) 『沖縄タイムス』1971年8月4日1面。

77) 『沖縄タイムス』1971年8月7日2面。

政府時代を次のように評価している。「先生の持っておられる多くの良き資質は、学者として、教育者としてだけでなく、行政家としても、先生をして稀な、すぐれた行政家たらしめたのである。琉球政府における通産局長としてのお仕事の中でも、先生は絶えずその高い見識とすぐれた先見性によって次々と新しいお仕事を手掛けられ、そして、それを成功に導いた」と⁷⁸⁾。砂川恵勝についての山城新好の紹介文は、砂川恵勝が琉球大学を退官する際の退官記念号の巻頭の修辭文であり、砂川恵勝の琉球政府通産局長時代の様子を適切に伝えているとは言い難い。学者行政官であった砂川恵勝が実際に直面していた状況は、なかなか苦難と悲哀に満ちたものだったのである。

本稿で考察してきたように、1960年代に世界的な大油田があるとして一躍脚光を浴び、沖縄の地元民に資源ナショナリズムを高めることにもなっていた尖閣諸島沖の海底油田は、1970（昭和45）年7月から9月にかけて台湾との領有権問題が浮かび上がって行く中で、日本政府による沖縄への歩み寄りが見られていた。このため、当初は日本政府や本土資本を排除して海底油田開発を行おうと企図していた砂川恵勝通産局長も、日本本土との連携へと大きく舵を切ったのである。こうして、沖縄石油資源開発 KK プロジェクトの構想が実現へ向けて動き始めることとなった。ところが、1972（昭和47）年の沖縄の本土復帰を前にして、琉球政府の行動はかなりの制限を受けていた。琉球政府として沖縄県の県益を第一に考え、沖縄県民の利益となる開発を計画することは可能であった。しかしながら、沖縄の本土復帰後までを見据えた形では、言い換えるならば将来的にも沖縄の県益を担保する形では、沖縄石油資源開発 KK の構想を纏め上げることは出来なかったのである。

以上のような沖縄石油資源開発 KK の構想を前提に、砂川恵勝通産局長や日本本土側は、沖縄側の鉱業権申請者であった大見謝恒寿に対して、大見謝恒寿個人の利得を最大限に確保する方向性では対応を試みた。ところが、個人の利得ではなく、沖縄県としての利益を将来的に確保することを求めている大見謝恒寿とは、最終的に合意に達する事ができなかったのである。こうして、沖縄石油資源開発 KK の構想が難航しはじめていたところに、日本本土で別の動きが登場した。左翼勢力に非常に評判の悪かった岸信介元首相を中心として、日本・韓国・台湾が連携して油田開発を試みる民間団体の動きがはじまったのである。これが、中国を大きく刺激することとなり、それまで静観していた中国もまた尖閣諸島の領有権を主張するようになったのである。

尖閣諸島に対する中国の名乗り上げは、日本政府および日本本土の企業の動きを封じ込める役割を果たしたといえよう。いわば、お手上げ状態となったのである。こうした中で、琉球政府の一局長に過ぎない砂川恵勝がどれだけ奮闘したとしても、沖縄石油資源開発 KK 法案については予算案から関連予算が外され、立法勧告もまた先延ばし先延ばしとならざるを得なかったのである。そして砂川恵勝通産局長は、これまた別の下地島パイロット訓練場に関連して、経済開発のために良かれと思って企図したものが、軍用転換の可能性について強く批判されることとなり、混乱の責任を取って引責辞任することとなった。それは、沖縄石油資源開発 KK の命運もまた道連れとしての辞任だったのである。そこからは、政治問題や外交問題などに翻弄されて自分の担当する経済政策を貫徹できなかった、

78) 山城新好（1988）10頁。

学者行政官の悲哀を看取することができる。

最後に、国会の沖縄及び北方問題に関する特別委員会へと、通産省が提出した『沖縄関係提出資料』を紹介してまとめとしよう。1971（昭和46）年11月16日の資料であるが、そこには「4. 尖閣列島周辺の大陸棚開発についての考え方」として、次のような説明がなされている。「尖閣列島周辺の大陸棚は、エカフェ等の調査によれば大規模な油田が賦存する可能性が高いといわれており、わが国の石油の安全供給のため、および沖縄経済振興のために極めて重要であり、その早期開発が強く望まれているところである。しかし、尖閣列島周辺の大陸棚については、近隣諸国との間にその境界をめぐる意見の相異があり、政府としては、関係諸国との友好関係をも配慮しつつ、円満な話し合いにより早期に問題の解決を図り、その本格的な開発を促進してまいりたい」と⁷⁹⁾。つまり、台湾だけでなく中国までもを含めた外交問題の解決まで、日本側による尖閣諸島沖の海底油田開発は棚上げするという方針が示されたのであった。こうして、琉球政府による沖縄石油資源開発 KK をめぐる構想は、ついに幻に終わってしまったのである。

参考文献

- 秋山道宏（2012）「日本復帰前後の沖縄における島ぐるみの運動の模索と限界」『一橋社会科学』第4号
 阿波連勲編（1969）『月間沖縄』第8巻第2号、富川盛博
 大熊良一（1972）『尖閣諸島の歴史と領有権』自由民主党広報委員会出版局
 大見謝恒寿（1970a）「尖閣油田の開発と真相—その二つの側面」大見謝恒寿
 大見謝恒寿（1970b）「趣意書—尖閣油田についての真相を明らかにし識者の皆様の御理解と御協力を訴える」大見謝恒寿
 尾崎重義（1972）「尖閣諸島の帰属について（上）」『レファレンス』第259号、国立国会図書館調査立法考査局
 オリオンビル編（1987）『追悼知念朝功』オリオンビル株式会社
 岸本忠三郎（1979）『下地島施策に異議あり—パイロット訓練飛行場の経過と問題点』自治労沖縄県本部
 喜屋武真栄（1997）『戦後の沖縄を創った人』同時代社
 櫻井傳（1989）「国益とは何か！—尖閣列島に寄せた吉田先輩の情熱」吉田嗣延追悼文集刊行委員会編集本部編『回想吉田嗣延』吉田嗣延追悼文集刊行委員会
 櫻澤誠（2003）「戦後沖縄における「68年体制」の成立」『立命館大学人文科学研究紀要』第82号
 新里景一（1970）「尖閣列島の油田開発について」沖縄県立図書館蔵（同資料は琉球政府企画局企画部『鉱業関係資料』（沖縄県公文書館所蔵、資料コード0000099516）中にも在中）
 新里清太郎（1983）「私の戦後史」沖縄タイムス社編『私の戦後史』第7集、沖縄タイムス社

79) 通商産業省（1971）11頁。

高橋庄五郎 (1979) 『尖閣列島ノート』 青年出版社

通商産業省編 (1971) 「『沖縄関係提出資料』沖縄および北方問題に関する特別委員会」(沖縄県立図書館所蔵『沖縄 行政一般 財政金融・物価・産業・外資・貿易 67国会委員会資料』所収)

桃原用永 (1986) 『戦後の八重山歴史』 宮里師伴

福地曠昭 (2000) 『沖縄史を駆け抜けた男—福地曠昭の半生』 同時代社

三沢潤生 (1981) 「第五七代 第二次岸内閣」林茂・辻清明編『日本内閣史録5』 第一法規出版

宮地英敏 (2017) 「占領期沖縄における尖閣諸島沖の海底油田問題」『エネルギー史研究』 32号

山城新好 (1988) 「退官記念号の発刊によせて」『琉球大学経済研究』 第35号

屋良朝苗 (1977) 『屋良朝苗回顧録』 朝日新聞社

吉田嗣延編 (1972) 『季刊沖縄』 第63号、南方同胞援護会

ロバート・D・エルドリッチ (2015) 『尖閣問題の起原』 名古屋大学出版会

本稿関連新聞記事一覧

『沖縄タイムス』

日	付	紙面	タイトル
1970年	8月 16日	1面	尖閣列島周辺の海域 油田開発に積極姿勢 “沖縄県に属する” 政府の権限で 鉱業権を処理
1970年	9月 11日	2面	琉球政府 尖閣領有権をアピール “琉球の主権明白” 大陸ダナ開発権も留保
1970年	9月 12日	1面	尖閣列島 国府と外交折衝 板垣大使の帰任後 大陸だな開発に限定
1970年	9月 17日	2面	石油開発事業団設置へ 通産局が構想具体化
1970年	9月 19日	2面	尖閣列島開発促進協が発足 県民の利益を擁護 全県的運動の盛上げへ
1970年	9月 27日	2面	尖閣油田開発 KK を設立へ 開発 本土の参加で 政府、鉱業権者、民間が出資
1970年	10月 7日	2面	鉱業権処理班を派遣 通産省 県益保護で調整も 技術援助方式で六カ月間
1970年	10月 10日	1面	尖閣開発会社を設置 石油資源開発 技術、資金面で協力 現地を主体に開発体制へ 琉球政府に申し入れ
1970年	10月 21日	2面	尖閣開発で申し入れ 石油資源開発 池田取締役きょう来沖
1970年	10月 24日	2面	尖閣石油資源 開発 KK 設立急ぐ 関係者を吸収協力で推進
1970年	11月 2日	1面	尖閣列島石油資源 合併で開発会社設立へ 沖縄側を主体に 通産省も全面的に支持 構想ほぼまとまる
1970年	11月 6日	1面	主導権争いで微妙 尖閣資源の開発めぐり 新会社設立の動き 本土財界もからみ合い
1970年	11月 15日	2面	尖閣油田で方針説明 通産局長 今週通産省を訪問
1970年	11月 26日	1面	“油田開発” 準備急ぐ 砂川局長、尖閣折衝から帰任 鉱区・境界に問題が
1970年	11月 28日	1面	揺れる政府の開発計画 尖閣油田 鉱業権取得申請者 外資と提携 先願権で訴訟の動きも
1970年	12月 7日	1面	尖閣油田開発 中国の領有権主張で国際問題化 日、米、台、中からむ 大見謝氏の動向が注目
1971年	2月 8日	2面	当分開発を保留 尖閣海底油田 台湾、中国からみ複雑 民間企業もソッポ向く
1971年	2月 13日	2面	尖閣油田開発 KK 構想遅れる 鉱業権者との調整難航 通産局 復帰前に申請を処理 通産局案に疑問 大見謝氏
1971年	3月 19日	3面	尖閣油田開発 将来の“国益化” 懸念 大見謝氏 県民株の大幅募集主張
1971年	8月 2日	1面	総務局長退陣要求問題 新局面へ 全局長辞表で行政刷新か 主席再び窮地に きょうの団交がヤマ
1971年	8月 4日	1面	大幅入れ替えて収拾 行政府首脳人事 新垣(総務) 宮里(企画) 喜久川(通産) 屋部(主税) 副主席に宮里松正氏 きょう中に発令 企画など四局長も
1971年	8月 7日	2面	尖閣資源開発 KK 構想は挫折 大見謝氏が不参加 通産局出願者の調整に失敗

『琉球新報』

日	付	紙面	タ イ ト ル
1970年	9月 5日	4面	「石油開発促進協」発足へ 18日に結成総会 全県民的な運動めざす 尖閣列島問題
1970年	9月 9日	3面上	「尖閣」で開発促進協を発足 6経済団体が決める 問題解決に努力 行政府、民政府に要請文
1970年	9月 9日	3面下	早急に領有宣言を 日琉政府に申し入れへ 尖閣列島開発促進協
1970年	9月 27日	4面	石油資源開発会社設立へ 政府、経済界が出資
1971年	2月 6日	3面	県益第一主義で開発—沖縄石油資源開発 KK 法案— 来月1日に立法勧告
1971年	4月 24日	3面	石油開発会社の設立“流産”か 政府出資ゼロ査定 大見謝氏も参加しぶる 明年度予算
1971年	4月 29日	3面	困難な資金確保 石油資源開発会社の出資金 訓練飛行場の残置買い上げ 法成立、他の方法検討
1971年	5月 21日	2面	官公労団交 予算出せぬ情勢 主席 組合 期末手当削減認めぬ

【附録】⁸⁰⁾ 沖縄石油資源開発株式会社法（参考案）（通産局案） 通商産業局商工部工業課

立法勧告の理由

- (一) 尖閣列島周辺大陸棚の石油資源については、本土政府の委託を受けた調査団（沖縄側職員参加）によって、海底地質および一般海洋観測等の過去二次にわたる学術調査（第一次一九六九年六月—七月、第二次一九七〇年六月実施）の結果、石油資源の存在が有望視されるに至っている。また、当該地域には、三者から二万四千八百六十四件の石油を目的とする鉱業権設定願がある。
- (二) 海洋における石油資源の探鉱・開発には、高度な技術と多額の資金を伴うので、合理的開発を図るために体制の確立が急務である。その趣旨に沿って、琉球政府および鉱業出願人等が出資する特殊法人を設立し、石油資源の開発を急遽かつ計画的に行なうことによって、公共福祉の増進に寄与する必要がある。
- (三) 以上の理由により、石油資源の開発を推進するには特殊法人設立に必要な沖縄石油資源開発株式会社法の立法が必要である。

参考案の骨子

- (1) 目的 尖閣列島周辺大陸棚石油資源の開発を急遽かつ計画的に行なうことを目的とする特殊法人株式会社を設立する。
- (2) 株式 会社の株式は、額面株式とし、政府は常時会社の発行済株式の総数の二分の一以上に当る株式を保有し、残株については、鉱業出願人等が出資する。
- (3) 事業体制 会社には取締役、監査役等をおき、その選任、解任、兼職制限、事業範囲および事業計画、鉱業権および重要財産の譲渡等については、行政主席の認可を受ける。
- (4) 社債発行限度の特例 会社は資本および準備金の総額の二倍をこえない範囲において、商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百九十七条の規定による制限をこえて、社債を募集することができる。
- (5) 債務保証 政府は、立法院の議決を経た金額の範囲内において、会社の債務について、保証契約をすることができる。
- (6) 定款 会社の定款の変更、利益金の処分、合併および解散の決議は、行政主席の認可を受けなければ、その効力を発生しない。
- (7) 監督、報告および検査 行政主席は、この立法の定めるところにより会社を監督し、必要があると認める

80) 「沖縄石油資源開発株式会社法案」琉球政府企画局企画部『鉱業関係資料』（沖縄県公文書館所蔵、資料コード 0000099516）。

ときは、会社から業務若しくは経理の状況を徴し、又は、職員に立入検査をさせることができる。

- (8) 登録税および鉱区税の免除 会社の目的を達成するための事業に係る登録免許税法（一九七〇年立法第六十一号）に基づく登録税および鉱区税法（一九六九年立法第五十号）に基づく鉱区税は免除する。
- (9) 罰則 会社運営に係る禁止行為等を規定し、違反者を懲役又は罰金に処する。

沖縄石油資源開発株式会社法（参考案）

（会社の目的）

第一条 沖縄石油資源開発株式会社は、石油資源の開発を急遽かつ計画的に行なうことを目的とする株式会社とする。

（株式）

第二条 沖縄石油資源開発株式会社（以下「会社」という）の株式は、額面株式とする。

2 政府は、常時、会社の発行済株式の総数の二分の一以上に当る株式を保有しなければならない。

3 会社は、新株を発行しようとするときは、行政主席の認可を受けなければならない。

（商号の使用制限）

第三条 会社以外の者は、その商号中に沖縄石油資源開発株式会社という文字を使用してはならない。

（取締役および監査役の人数）

第四条 会社の取締役は七人以内、監査役は二人以内とする。

（取締役および監査役の選任等の決議）

第五条 会社の取締役、代表取締役および監査役の選任および解任の決議は、行政主席の認可を受けなければ、その効力を生じない。

（取締役の兼職制限）

第六条 会社の取締役は、他の報酬のある職務または営業に従事してはならない。ただし、行政主席の承認を受けたときは、この限りでない。

（事業の範囲）

第七条 会社は、その目的を達成するため、次の事業を営むものとする。

一、石油の探鉱

二、石油の採取およびこれに伴う可燃性天然ガス（以下「ガス」という）の採取

三、石油およびガスの販売

四、前各号に掲げるもののほか、会社の目的を達成するために必要な事業

2 会社は、前項第四号に掲げる事業を営もうとするときは、行政主席の認可を受けなければならない。

（事業計画等）

第八条 会社は、毎営業年度の開始前に、その営業年度の事業計画、資金計画および収支予算を定め、行政主席の認可を受けなければならない。これらを変更しようとするときも同様とする。

（重要な財産の譲渡等）

第九条 会社は、規則で定める重要な財産（石油またはガスを目的とする鉱業権を除く）を譲渡し、担保に供し、または有償で取得しようとするときは、行政主席の認可を受けなければならない。

（鉱業権の譲渡等）

第十条 会社は、石油またはガスを目的とする鉱業権を譲渡し、または譲り受けようとするときは、その譲渡または譲受の相手方、対価の額並びに対価の支払の時期および方法について、行政主席の認可を受けなければならない。

2 会社は、石油若しくはガスを目的とする採掘権に抵当権を設定しようとするときは、行政主席の認可を受けなければならない。

(社債の募集および資金の借入)

第十一条 会社は、社債を募集し、または弁済期限が一年をこえる資金を借り入れようとするときは、行政主席の認可を受けなければならない。

(社債発行限度の特例)

第十二条 会社は、商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百九十七条の規定による制限をこえて社債を募集することができる。ただし、資本および準備金の総額の二倍をこえてはならない。

(一般担保)

第十三条 会社の社債権者は、会社の財産について他の債権者に先だつて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

2 前項の先取特権の順位は、民法（明治二十九年法律第八十九号）の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

(債務保証)

第十四条 政府は、立法院の議決を経た金額の範囲内において、会社の債務について、保証契約をすることができる。

(探鉱費用の繰延)

第十五条 会社は、その成立の日から成立後五年を経過する日の属する営業年度の終了の日までに支出した探鉱の費用を貸借対照表の資産の部に計上することができる。この場合には、会社は、その成立後十五年を経過する日の属する営業年度の終了の日までに、規則で定めるところにより、毎営業年度その一部を消却しなければならない。

(利益配当の制限)

第十六条 会社は、その成立の日の属する営業年度から成立後五年を経過する日の属する営業年度までは、利益の配当をすることができない。

(定款の変更等)

第十七条 会社の定款の変更、利益金の処分、合併および解散の決議は、行政主席の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(財産目録等の提出)

第十八条 会社は、毎営業年度経過後三月以内に、その営業年度の財産目録、貸借対照表および損益計算書並びに営業報告書を行政主席に提出しなければならない。

(監督)

第十九条 会社は、行政主席がこの立法の定めるところに従い監督する。

2 行政主席は、この立法を施行するため、必要があると認めるときは、会社に対し、業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(報告および検査)

第二十条 行政主席は、この立法を施行するため、必要があると認めるときは、会社からその業務若しくは経理の状況に関する報告を徴し、またはその職員に、会社の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、業務若しくは経理の状況若しくは帳簿類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(罰則)

第二十一条 会社の取締役、監査役その他の職員が、その職務に関して、わいろを受受し、またはその要求若しくは約束をしたときは、三年以下の懲役に処する。これによって不正の行為をし、または相当の行為をしなかったときは、五年以下の懲役に処する。

2 前項の場合において、收受したわいろは、没収する。その全部または一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

第二十二条 前条第一項のわいろを供与し、またはその申込若しくは約束した者は、三年以下の懲役または八百三十三ドル以下の罰金に処する。

第二十三条 第二十条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、または同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、百三十八ドル以下の罰金に処する。

第二十四条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした会社の取締役は、八百三十三ドル以下の過料に処する。

一、第二条第三項の規定に違反して、新株を発行したとき

二、第八条の規定に違反して、事業計画、資金計画または収支予算の認可を受けなかったとき

三、第九条の規定に違反して、財産を譲渡し、担保に供し、または有償で取得したとき

四、第十条第一項の規定に違反して、鉱業権を譲渡し、または譲り受けたとき

五、第十条第二項の規定に違反して、鉱業権を放棄し、または採掘権に抵当権を設定したとき

六、第十一条の規定に違反して、社債を募集し、または資金を借り入れたとき

七、第十八条の規定に違反して、財産目録、貸借対照、損益計算書若しくは営業報告書を提出せず、または不実の記載をしたこれらの書類を提出したとき

八、第十九条第二項の規定による命令に違反したとき

第二十五条 第七条第二項の規定に違反した場合には、その違反行為をした会社の取締役は、百三十八ドル以下の過料に処する。

第二十六条 第三条の規定に違反した者は、百三十八ドルの過料に処する。

附則

(施行期日)

1 この立法は、公布の日から施行する。

(会社の設立)

2 行政主席は、設立委員を命じ、会社の設立に関して発起人の職務を行なわせる。

3 設立委員は、定款を作成して、行政主席の認可を受けなければならない。

4 政府は、会社の設立に際し、五十万ドル出資するものとする。

5 株式申込書には、定款の認可の年月日を記載しなければならない。

6 会社の設立に際し、尖閣列島周辺大陸棚に係る石油を目的とする鉱業出願人については、その出願に要した費用をもって、出資の目的とすることができる。

7 前項の規定による出願人および出願に要した費用の範囲については、規則で定める。

8 商法第六百六十七条、第八十一条および第八十五条の規定は、会社の設立については、適用しない。

(石油鉱業権評価審査会)

9 政府に、臨時に、石油鉱業権評価審査会（以下「審査会」という）を置く。

10 行政主席は、第十条第一項の認可をしようとするときは、鉱業権の対価の額並びに対価の支払の時期および

び方法について、審査会の意見を聞かなければならない。

11 前二項に定めるもののほか、審査会の組織、運営その他、必要な事項は、規則で定める。

(商号についての経過規定)

12 第三条の規定は、この立法の施行の際現にその商号中に沖縄石油資源開発株式会社という文字を使用している者については、この立法の施行の日から起算して六月間は、適用しない。

(事業計画等についての経過規定)

13 会社の設立の日の属する営業年度の事業計画、資金計画および収支予算については、第八条中「毎営業年度の開始前に」とあるのは、「会社の設立後遅滞なく」と読み替えるものとする。

(歩油、歩ガス)

14 会社は、第5項の規定により株主となった者に対して、その提供した出願区域から石油およびガスを採取するに至ったときは、その採掘量の百分の六に相当する分を歩油、歩ガスとして提供しなければならない。この場合、歩油、歩ガスにかかる鉱産税は、歩油、歩ガス取得者が負担するものとする。

(租税特別措置法の改正)

15 租税特別措置法（一九五四年立法第三十七号）の一部を次のように改正する。

第十八条の二の次に次の一条を加える。

第十八条の三 沖縄石油資源開発株式会社が左に掲げる事項について、登記または登録を受ける場合における登録免許税は、これを免除する。

一、会社の設立

二、会社の資本増加

三、石油または可燃性天然ガスを目的とする鉱業権または租鉱権の設定

(鉱区税法の改正)

16 鉱区税法（一九六八年立法第百五十号）の一部を次のように改正する。

第二条の次に次の一条を加える。

第二条の二 沖縄石油資源開発株式会社が行なう石油および可燃性天然ガスの事業に係る鉱区税は、これを免除する。

[九州大学附属図書館付設記録資料館 准教授]